



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年7月28日火曜日 第2693号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

県統計調査の実施.....	(健康増進課) ...	741
保安林の指定施業要件の変更に係る掲示.....	(森林整備課) ...	741
土地改良区役員の就退任の届出.....	(中予地方局農村整備第一課) ...	742
開発行為に関する工事の完了(2件).....	(中予地方局建築指導課) ...	743
指定道路の指定.....	(南予地方局八幡浜土木事務所) ...	743

## 告 示

### ○愛媛県告示第972号

愛媛県県民健康調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例(平成20年愛媛県条例第68号)第3条第2項の規定により告示する。

平成27年7月28日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 調査の目的

県民の健康状態及び食生活・運動・休養・歯科保健等の健康に関わる生活習慣の実態を把握し、県民の総合的な健康づくりに必要な基礎資料を得る。

#### 2 調査対象の範囲

愛媛県全域において抽出された20地区

#### 3 報告を求める事項

- (1) 世帯状況
- (2) 食物摂取状況
- (3) 生活状況
- (4) 身体状況
- (5) 歯科保健状況

#### 4 報告を求める事項の基準となる期日又は期間

平成27年9月1日から同年10月31日までの間の任意の一日

#### 5 報告を求める者

2で抽出した地区の全世帯及び世帯員

#### 6 報告を求めるために用いる方法

調査会場における計測及び調査票による自計方式

#### 7 報告を求める期間

平成27年9月1日から同年10月31日までの間

### ○愛媛県告示第973号

保安林の指定施業要件の変更(平成27年3月愛媛県告示第328号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を今治市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成27年7月28日

愛媛県知事 中村時広

### 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
今治市玉川町龍岡上字タニノクチ道下丙244	田 鍋 サヲ	森林所有者
今治市玉川町龍岡上字タニノクチ道下丙247	越智郡玉川町大字龍岡上丙122番地 田 鍋 富夫	"
今治市玉川町龍岡上字タニノクチ道下丙252、字ヒロセ丙283、丙290、字イマガナル丙295、字イノコ谷丁439の5	門 田 嘉太郎	"
今治市玉川町龍岡上字タニノクチ道下丙254、字ヒロセ丙290、字イマガナル丙295、字イノコ谷丁439の5	田 鍋 芳太郎	"
今治市玉川町龍岡上字タニノクチ道下丙255	今治市日吉甲382番地1 田 鍋 積	"
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙261	正 岡 七五郎	"
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙264、丙267、丙275、字ウシガ谷丁438の1、丁438の2、丁438の12、字馬場丁442の2	今治市桜井甲1681番地 越 智 四 郎	"
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙266、字ウトウ谷丁443の1、丁443の10	西条市高田916番地 亡田鍋三千年相続財産	"
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙276、丙290、字イマガナル丙295、字イノコ谷丁439の5、字下谷丁454の18	稲 田 喜太郎	"
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙277、丙290、字イマガナル丙295	正 岡 平 太	"
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙282	今治日吉甲382番地1 田 鍋 積	"
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙284、字鳥ヶ谷丁447の14、字下谷丁454の19	越智郡玉川町大字龍岡上丙184番地 門 田 良 雄	"
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙285	越智郡玉川町大字龍岡上丙122番地 田 鍋 春 樹	"
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙290、字イマガナル丙295、字イノコ谷丁439の5	田鍋柳作、田鍋滝治、正岡鹿次、田鍋與平、門田佐太郎、稲田弥平、田鍋喜総次、門田勝治	"
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙290、字イマガナル丙295	門 田 儀 平	"
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙290、字イマガナル丙295、字イノコ谷丁439の5	正岡作造、田鍋萬造、田鍋重太郎	"

今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙290、字イマガナル丙295、字岩門丁428の1、丁428の2、字イノコ谷丁439の5	稲 田 長 吉	"
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙290、字イマガナル丙295、字イノコ谷丁439の5	稲田伴治、田鍋卯平、田鍋八太郎、田鍋駒太郎、田鍋嘉総太、田鍋甚作	"
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙290、字イマガナル丙295	稲 田 兼 次	"
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙290、字イマガナル丙295、字イノコ谷丁439の5	稲田芳平、田鍋芳造、田鍋清作、門岡岩吉、田鍋沖治	"
"	西伯方村大字伊方廣瀬 サゴ	"
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙290、字イマガナル丙295	稲 田 チ カ	"
今治市玉川町龍岡上字藤ヶ峯丁210、字下谷丁454の20	東京都世田谷区大原一丁目36番11号 平 尾 雅 子	"
今治市玉川町龍岡上字中ノ村丁297の3、丁297の4	今治市小泉513番地2 別 府 敏 夫	"
今治市玉川町龍岡上字岩門丁426の14	今治市大字別宮 稲 田 兼 連	"
今治市玉川町龍岡上字岩門丁426の16	田 鍋 仲 治	"
今治市玉川町龍岡上字岩門丁427の7	越智郡玉川町大字龍岡上丙185番地 田 鍋 貞 一	"
今治市玉川町龍岡上字岩門丁427の7、丁427の10	越智郡玉川町大字龍岡上乙244番地 山 本 章	"
今治市玉川町龍岡上字岩門丁428の1	稲 田 イ ツ ヨ	"
今治市玉川町龍岡上字岩門丁428の2	田 鍋 政 一	"
今治市玉川町龍岡上字岩門丁430	今治市鳥生817番地1 田 鍋 富 夫	"
今治市玉川町龍岡上字岩門丁432の8	越智郡玉川町大字龍岡下甲274番地1 別 府 貞 保	"
今治市玉川町龍岡上字岩門丁433の20、字馬場丁442の3、丁442の19	越智郡玉川町大字龍岡上丙216番地 稲 田 俊 夫	"
今治市玉川町龍岡上字岩門丁433の21	今治市鳥生1238番地 田 窪 一	"
今治市玉川町龍岡上字ヤゲン谷丁435の4	今治市日吉甲114番地5 越 智 希	"
今治市玉川町龍岡上字ヤゲン谷丁435の18	田 鍋 シ カ	"
今治市玉川町龍岡上字ヤゲン谷丁435の19	今治市別宮町381番地 井 上 正 一	"
今治市玉川町龍岡上字大平谷丁436の2	今治市本町208番戸 梶田博、梶田富子	"
今治市玉川町龍岡上字大平谷丁436の6、丁436の8	今治市本町三丁目2番地17 川 上 テル代	"
今治市玉川町龍岡上字ウシガ谷丁438の9	越智郡玉川町大字龍岡上甲122番地 別府幸男、別府公忠	"
今治市玉川町龍岡上字ウシガ谷丁438の11、丁438の20	松山市鴨川一丁目2番1号 山 本 康 久	"
今治市玉川町龍岡上字イノコ谷丁439の5	鴨部村大字畑寺 渡 部 文次郎	"
"	正岡武平、稲田菊次	"
今治市玉川町龍岡上字フキヶ谷丁441の2	稲 田 辰 治	"

今治市玉川町龍岡上字ウツウ谷丁443の9	今治市今治村 稲 田 守	"
今治市玉川町龍岡上字高橋谷丁445の1	今治市日吉甲1099番地19 田 鍋 春 樹	"
今治市玉川町龍岡上字高橋谷丁445の2、丁445の5、丁445の9、字鳥ヶ谷丁446の37	今治市蔵敷291番地14 山 本 圭 子	"
今治市玉川町龍岡上字高橋谷丁445の19	越智郡玉川町大字龍岡上丙195番地 田 鍋 鶴 男	"
今治市玉川町龍岡上字鳥ヶ谷丁446の7	越智郡玉川町大字鈍川丙158番地 森茂之、森久義	"
今治市玉川町龍岡上字鳥ヶ谷丁446の12	今治市蔵敷1284番地 田 鍋 喜與治	"
今治市玉川町龍岡上字鳥ヶ谷丁446の21、丁446の26	今治市蔵敷町二丁目12番地2 吉 原 美 秀	"
今治市玉川町龍岡上字鳥ヶ谷丁446の28	今治市蔵敷町二丁目13番地 吉 原 美 秀	"
今治市玉川町龍岡上字鳥ヶ谷丁446の36、字下谷丁454の16	田 鍋 貞 吉	"
今治市玉川町龍岡上字下谷丁454の20	和歌山市関戸336番地 平 尾 雄 三	"
"	広島県豊田郡久友村沖友1510番地 川 本 武 士	"
今治市玉川町龍岡上字下谷丁454の23、丁454の26	東京都中野区中野駅前18番地 吉 崎 恵 子	"
今治市玉川町龍岡上字下谷丁454の24	今治市南宝来町一丁目5番地12 越 智 隆	"

2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第974号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市土居田町土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成27年 7月28日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	武 田 泰 昭	松山市土居田町440番地

## ○愛媛県告示第975号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成27年 7月28日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
27中局建（開）第16号 平成27年 7月16日	東温市田窪字水木1672番2、1672番11	大阪府豊中市小曾根五丁目5番3-301号 香 川 祐 一 東温市野田二丁目3番地12 フォールトロワM202号 香 川 千 晶

## ○愛媛県告示第976号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成27年 7月28日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
27中局建（開）第17号 平成27年 7月17日	伊予郡松前町大字徳丸字諏訪1289番1	松山市鷹子町650番地1 セントラルコート鷹子B-201号 長 谷 部 甚 太

## ○愛媛県告示第977号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成27年 7月28日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋 一 郎

- 1 指定道路の種類  
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日  
平成27年 7月17日
- 3 指定道路の位置  
八幡浜市保内町宮内4番耕地449番8及び449番10の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 34.00メートル
  - (2) 幅員 4.20メートル